入　札　説　明　書

件　名

観光シティループバス製造請負

仙　台　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　公告日　**平成27年7月2日**

２　入札担当部局，問合せ先及び契約条項を示す場所

(1)　所　在　地：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

(2)　担　当　課：仙台市財政局契約課物品契約係　　電話022-214-8124

(3)　調達責任者：仙台市長　奥山　恵美子

３　競争入札に付する事項

(1)　件名及び数量　　**観光シティループバス製造請負**　　　　１台

(2)　案件内容　　別添仕様書のとおり

(3)　納入場所　　別添仕様書のとおり

(4)　納入期限　　平成28年3月10日まで

４　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本市の審査により本競争の競争加入者に必要な資格があると認められた者とする。

(1)　仙台市における平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また，当該資格において営業種目を「**大型・特殊車**」で登録している者であること。

(2)　施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

(3)　要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4)　有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

(5)　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

(6)　民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

(7)　資本金10,000千円以上であること。

５　競争加入者に必要な資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は，４に掲げる競争加入者に必要な資格を有することを証明するため，次に従い，一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し，本市から競争加入者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

４(1)の認定を受けていない者も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において，４に掲げる事項のうち４(1)以外の事項を満たしているときは，開札の時に

おいて４(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争加入者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本競争に参加するためには，開札の時において４(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお，期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者並びに競争加入者に必要な資格がないと認められた者は，本競争に参加することができない。

ア　提出書類：① **一般競争入札参加申請書**
② **誓約書**（要綱　別記様式）
③ **メンテナンス体制証明書**（別紙１。なお，事前に，経済局国際経済・観光部観光交流課に提出し，確認を受けたものを提出すること。）
④ **同等品申請書兼承認書**（別紙２。ただし，同等品での入札参加を希望する場合のみ提出すること。また，事前に，経済局国際経済・観光部観光交流課に申請し，承認を受けたものを提出すること。）

イ　提出期間：**平成27年7月2日から平成27年7月22日まで**（持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。）

ウ　提出場所：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙台市財政局契約課物品契約係　　電話022-214-8124

エ　提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

(2)　**一般競争入札参加申請書**及び**誓約書**の様式は本入札説明書に添付していないので，本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し，作成すること。

(3)　競争加入者に必要な資格の確認は，上記の提出期限の日以後，本市の審査により行うものとし，その結果は**平成27年8月3日まで**に通知する。なお，本競争への参加資格があると認められた者に対しては本競争に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

6　平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

(1)　本競争の参加希望者で，４(1)に掲げる平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者は，次により当該資格審査申請を行うことができる。

ア　提出書類：仙台市ホームページで確認すること。
http://www.city.sendai.jp/dl/b/d/1195318_1985.html

イ　提出期間：**平成27年7月2日から平成27年7月17日まで**（土曜日，日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。）

ウ　提出場所：５(1)ウに同じ。

エ　提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない。）。

(2)　平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は，上記の提出期限の日以後，本市の審査により行うものとし，その結果は認否の決定後に通知する。

7　仕様書に対する質問

(1)　本競争の参加希望者で，別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，次に従い提出すること。

ア　提出書類：**質疑応答書**（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ　提出期間：５(1)イに同じ。

ウ　提出場所：５(1)ウに同じ。

エ　提出方法：５(1)エに同じ。

(2)　(1)の全ての質問に対する回答は，**平成27年7月31日まで**に，本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

８　入札及び開札の日時及び場所

(1)　日　時：**平成27年8月18日　15時10分**

ただし，郵便による入札の受領期限は**平成27年8月17日**とする。

(2)　場　所：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

仙台市財政局契約課入札室（ただし，郵便による入札の提出場所は，仙台市財政局契約課物品契約係）

９　入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金：免除

(2)契約保証金：免除

10　入札及び開札方法等

(1)　入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(2)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上，入札をしなければならない。

(3)　競争加入者又はその代理人は，本競争に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

(4)　入札室には，競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び10(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(5)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（５の手続きにより本市から交付を受けたもので，写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することができない。

(8)　入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させるものとする。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(9)　競争加入者又はその代理人は，別添様式による入札書を作成し，提出すること。なお，入札書には，次の事項を記載すること。

ア　件名（**観光シティループバス製造請負**）

イ　入札金額（**総額（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）

ウ　日付（持参の場合は入札日を，郵送の場合は発送日を記入すること。）

エ　宛て先（「仙台市長」と記入すること。）

オ　競争加入者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）
カ　入札者氏名及び押印（押印は，外国人にあっては，署名をもって代えることができる。）

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示に限る。

(11)　持参による入札の場合においては，入札書を封筒に入れ，かつ，その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号），件名及び入札日を表記し，８(1)に示した日時に，８(2)に示した場所において提出しなければならない。

　郵便による入札の場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書きし，入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ，８(1)に示した受領期限までに，８(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお，この場合，中封筒の封皮には，上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

(12) 入札金額は，一切の諸経費（ただし，仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。

(13) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14) 競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(15) 入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(16) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(17) 競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし，入札金額の訂正は認めない。

(18) 競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(19) 入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該競争加入者又はその代理人を入札に参加させず，又は当該入札を延期し，若しくはこれを取りやめることができる。

(20) 開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。

(21) 開札をした場合において，競争加入者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，郵便による入札は初度のみ認める。

11　入札の無効

　次の各号の一に該当する入札書は無効とし，無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

　なお，本市より競争加入者に必要な資格がある旨確認された者であっても，開札時点において，４に掲げる資格のないものは，競争加入者に必要な資格のない者に該当する。

(1)　４に示した競争加入者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2)　要綱第４条第１項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書
(3)　件名又は入札金額の記載のない入札書
(4)　競争加入者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
(5)　代理人が入札する場合は，競争加入者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
(6)　件名の記載に重大な誤りのある入札書
(7)　入札金額の記載が不明確な入札書
(8)　入札金額を訂正した入札書
(9)　一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
(10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
(11) ８(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
(12) 公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
(13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12　開札及び落札者の決定方法等

(1)　有効な入札書を提出した者であって，予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知する。
(4)　落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

13　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後，契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより，落札者に損害が発生しても，本市は賠償する責を負わない。

(1)「４　競争加入者に必要な資格.」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
(2)　一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
(3)　要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14　苦情申立

　本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15　留保条項

　契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

16　契約書の作成

(1)　落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第１条第１項に規定する休日があるときは，その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし，落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。

(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3)　本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

17　支払いの条件

　別添契約書案による。

18　契約条項

　別添契約書案，規則及び特例規則による。

19　その他必要な事項

(1)　入札をした者は，入札後，この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。

(2)　競争加入者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり，一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお，一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

１　一般競争入札参加申請時の提出書類

□　**一般競争入札参加申請書**

□　**誓約書（要綱　別記様式）**

□　**メンテナンス体制証明書**（別紙１。なお，事前に経済局国際経済・観光部観光交流課に提出し，確認を受けたものを提出すること。）

□　**同等品申請書兼承認書**（別紙２。ただし，同等品での入札参加を希望する場合のみ提出すること。また，事前に経済局国際経済・観光部観光交流課に申請し，承認を受けたものを提出すること。）

２　入札時の必要書類等（持参の場合）

□　**一般競争入札参加資格認定通知書**（写し可）

□　**身分を確認できるもの**
（免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。写真付名刺，健康保険証は不可。）

□　**代理人が入札する場合は，委任状**（本市様式に限る。）

□　**入札書**（本市様式に限る。）

□　**入札用封筒**

□　**再度入札等に使用する印**

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

質　問　事　項		回　　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

※２ページあるため，両面で印刷すること。

印

［別紙１］

メンテナンス体制証明書

［観光シティループバス製造請負］

１　当該車両のメンテナンスを行うことができる整備拠点

⑴　最寄りの整備拠点の名称，所在地及び連絡先（電話番号とFAX番号）

名　　称：

所 在 地：

連 絡 先：電話番号　（　　　）　　　－

FAX番号（　　　）　　　－

⑵　入札希望者とメンテナンスを行う整備拠点の関係

⑶　メンテナンスを実際に担当する常駐人員（サービスエンジニアを含む）及び担当者職氏名

人　　員：　　　　名

担当者職氏名：

⑷　<u>修理依頼から着手までの所要日数は，原則１日以内で対応いたします。</u>

２　部品供給体制

⑴　部品供給の担当部署名，担当者職氏名及び連絡先

担当部署名：

担当者職氏名：

連絡先：電話番号　（　　　）　　　－

⑵　部品供給系統（フローチャート図）

(3)　部品の発注から納品までの所要日数は，原則２日以内で対応いたします。

３　技術者の派遣体制

(1)　最寄りのサービス拠点の派遣体制

①緊急時の連絡系統（フローチャート図）

②現地への派遣方法

③修理依頼から着手までの所要日数は，原則１日以内で対応いたします。

(2)　メーカー技術員の派遣体制

①緊急時の連絡系統（フローチャート図）

②現地への派遣方法

③修理依頼から着手までの所要日数は，原則２日以内で対応いたします。

以上について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日

あて先　　仙　台　市　長

	住　　　所	
入札希望業者	会　社　名	
	代 表 者 名	印
	住　　　所	
整備拠点業者	会　社　名	
	代 表 者 名	印

上記について確認しました。

平成　　年　　月　　日

仙台市経済局国際経済・観光部観光交流課長　今井　吏　㊞

㊞

［別紙２］

同等品申請書兼承認書

［観光シティループバス製造請負］　　　　　　　　　　　　　　　　（　　／　　枚）

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※　上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市経済局国際経済・観光部観光交流課長　今井　吏　㊞

印

入　　札　　書

件名 ________________________

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

（宛て先）

________________________ 様

会社（商店）名 ________________________

入札者氏名 ________________________ 印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

記載例（本人の場合）

入　　札　　書

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
・・・捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

印

件名　○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			￥	１	２	３	４	５	０	０	０

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

（宛て先）

仙台市長　　　　様

競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は，支店名も記載すること。

会社（商店）名　○○○○○株式会社

入札者氏名　代表取締役　○○　○○　　印

支店長等が入札を行う場合は，「支店長　○○　○○」等とすること。

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

入　札　書

件名　〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	１	２	３	４	５	０	０	０

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

（宛て先）

仙台市長　　　　様

会社（商店）名　〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名　〇〇　〇〇

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先）

様

住　所

委任者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は　　　　　　　　を代理人と定め，平成　　年　　月　　日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

記載例

印
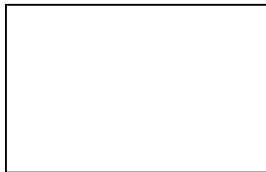
委　　任　　状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（宛 て 先 ）

様

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し，押印すること。
・印は，競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

住　所　仙台市青葉区国分町３丁目７番１号

委任者　　　株式会社　〇〇〇〇

氏　名　代表取締役　　〇〇　〇〇

私は〇〇〇〇〇を代理人と定め，平成〇〇年〇〇月〇〇日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　　〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。
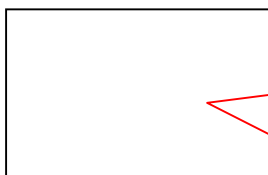
この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。
入札書にはこの印を押印すること。

使　用　印　鑑

㊞

（案）

契　約　番　号
第　　　　　　　　号

製造請負契約書

収入
印紙

1　物　件　名

2　数　　　量

3　契約金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　　免　　除

5　納入場所

6　納入期限　　平成　　年　　月　　日

上記の物件の製造について，仙台市を発注者，消費税及び地方消費税に係る（課／免）税業者　　　　　　　　を受注者とし，上記事項及び次の条項によって物件の製造の請負に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

発注者　住　所　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
　　　　　　　　仙　台　市
　　　　氏　名　代表者　市　長　　奥山　恵美子　　　印

受注者　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　受注者は，別冊の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき，頭書記載事項に従い，頭書の物件を製造し，発注者に納入するものとする。

２　受注者は，発注者の指示により，頭書の納入期限内において，当該物件を分納することができる。

３　設計図書に明示されていないもの，又は仕様書，図面の交互符合しないものがある場合は，発注者と受注者とが協議のうえ定める。ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。

（定義）

第１条の２　この契約書において「遅延損害金約定利率」とは，契約締結日における，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は，この契約により生ずる権利若しくは義務を，第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

２　受注者は，この契約に基づく物件又は検査済み材料は，これを第三者に売却し若しくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。

３　前２項の規定にかかわらず，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

（下請負等の禁止）

第３条　受注者は，頭書物件の製造を第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

２　受注者は，仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に頭書物件の製造を委任し又は請負わせてはならない。ただし，発注者がやむを得ないと認め，前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

３　第１項ただし書きの規定にかかわらず，受注者は，指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を，この契約に関連する契約（下請契約，委任契約，資材又は原材料の購入契約その他の契約で，この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

４　発注者は，受注者に対して，この契約に関連する契約の相手方につき，その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（特許権等の使用）

第４条　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその履行方法を指定した場合において，仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（材料の品質及び検査等）

第５条　製造に使用する材料につき，設計図書にその品質が明示されていないものは，均衡を得たものを使用するものとする。

２　製造に使用する材料のうち，あらかじめ設計図書に発注者の検査を受けることを明示されたものについては，当該検査に合格したものを使用しなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第６条　発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名，数量，材質並びに引渡場所及び引渡時期は，設計図書に記載したところによるものとする。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第７条　受注者は，頭書物件の製造が設計図書に適合しない場合において，発注者がその改造を請求したときは，これに従わなければならない。ただし，このために請負代金の増額又は履行期限の延長をすることができない。

（契約の変更及び中止等）

第８条　発注者は，必要あると認めるときは，受注者に対して契約内容を変更し又は製造の一時中止をさせることができる。この場合において，請負代金又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（受注者の請求による履行期限の延長）

第９条　受注者は，天災その他受注者の責めに帰することができない理由により，この契約の履行が遅延するおそれが生じたときは，発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は，発注者と受注者とが協議のうえ定める。

（一般的損害等）

第10条　製造物件の引渡し前に生じた一切の損害は，受注者の負担とする。

２　受注者は，債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは，その賠償の責めを負う。

（検査）

第11条　受注者は，頭書物件の製造を完成したときは，書面により発注者に通知し検査を受けなければならない。第１条第２項の規定により分納する場合も同様とする。

２　発注者は，前項の通知を受けた日から10日以内に，受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

（検査における不合格等）

第12条　検査の結果，不合格と判定されたときは，受注者は自己の費用をもって直ちにこれを補修し又は改造等の必要な処置をとらなければならない。

（引渡し）

第13条　発注者は，第11条第２項の検査に合格したときは，当該物件の引渡しを受けるものとする。

（中間検査）

第14条　発注者は，必要ある場合には，製造の中途において出来形部分の検査を行うことができる。

（請負代金の支払い）

第15条　受注者は，第13条の規定による引渡し完了後，所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。

２　発注者は，前項の支払い請求があったときは，その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

（部分払）

第16条　受注者は，第１条第２項の規定により分納したときは，分納部分に対する請負代金相当額につき部分払を請求することができる。

（瑕疵担保）

第17条　受注者は，引渡しの日から１年間，製造物件の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくはき損その他の事故に対して損害を賠償しなければならない。ただし，発注者が特に必要があると認めるときは，別に瑕疵担保の期間について定めることができるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）

第18条　受注者の責めに帰すべき理由により，この契約の履行を遅延したときは，受注者は，請負代金（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差し引いた額）につき，遅滞日数に応じ，遅延損害金約定利率の割合で計算した額を，違約金として発注者に支払わなければならない。

２　発注者の責めに帰すべき事由により，第15条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第19条　発注者は，受注者が次の各号の１に該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の履行期限内に履行できる見込みがないとき。

(2)　この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3)　前各号のほか契約事項に違反したとき。

２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除したときは，既成物件を検査のうえ，当該検査に合格した部分は，発注者が認定する代金を受注者に支払って既成物件を発注者に帰属させることができる。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として，発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 19 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第19条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第１号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員(要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(6)　前各号に掲げるものを除くほか，受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり，若しくは県警が認めたとき。

(7)　前各号に掲げるものを除くほか，受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり，若しくは県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

３　第19条第２項及び第３項の規定は，前２項による解除の場合に準用する。

４　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（解除に伴う措置）

第20条　この契約が解除された場合においては，受注者は，発注者に返還すべき物件があるとき，これを発注者に返還しその他の物件については，発注者と協議して定める期間内に引取る等適当な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において，受注者が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引取らずその他適当な措置を講じないときは，発注者は受注者に代わってその物件を処分することできる。この場合においては，受注者は，これに要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償の予定）

第21条　受注者は，第19条の２第１項各号のいずれかに該当するときは，この契約の履行の完了の前後を問わず，又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず，損害賠償金として，請負代金の10分の２に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし，同項第１号，第３号又は第４号に該当する場合において，排除措置命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には，この限りでない。

２　前項の場合において，受注者が共同企業体であり，かつ，既に当該共同企業体が解散しているときは，発注者は，受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において，受注者の代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は，発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に，実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても，同様とする。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき請負代金とを相殺し，なお不足があるときは追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

（補則）

第23条　この契約に関し，発注者と受注者との間に紛争を生じたときは，発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

観光シティループバス製造請負

仕 様 書

Sightseeing City Loop Bus

仙 台 市

Ⅰ　一般事項

1　件名　　観光シティループバス製造請負

2　数量・納入場所

（１）　数量　　　　　　　１両

（２）　納入場所　　　　　名称　　仙台市交通局川内営業所

住所　　仙台市青葉区荒巻字三居沢１

3　納入期限　　　平成２８年　３月１０日

4　仙台到着日　　平成２８年　２月２５日

Ⅱ　総則

1　適用

本仕様書は，平成27年度にⅠのとおり購入する一般乗合旅客自動車(以下「乗合自動車」という。)に適用する。

2　概要

乗合自動車で，「道路運送車両法」，「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法），「道路運送車両の保安基準」，「旅客自動車運送事業等運輸規則」その他関係法令，通達に適合し，型式の指定を受けていること。

3　当事者

本仕様書において，「発注者」とは，製造請負契約を締結した仙台市をいい，「受注者」とは，本製造請負契約の受注者をいう。

4　製作

本仕様書に基づいて乗合自動車の製作および試験調整を行い，引き渡すこと。

なお，本仕様書に記載のない事項であっても，乗合自動車の機能・特性を発揮するために当然必要と認めるものも含まれるものとする。また，軽微な仕様変更，納入期限変更についての費用を発注者は負担しないものとする。

本仕様書に疑義が生じた場合は，発注者と受注者で協議し定めることとする。

5　車両概要（別添「車両四面図」参照。詳細は，発注者と受注者で協議し定めることとする。）

5－１車両イメージ

仙台市の観光発展にふさわしい雰囲気，デザインを持ったものとする。

5－２形状

路面電車調バスとする。（別添「参考デザイン図」参照）

5－３カラーデザイン

仙台市指定のものとする。（別添「参考デザイン図」参照）

5－４内装デザイン

仙台市指定のものとする。（別添「参考室内図」参照）

5－５運行状態

路線ワンマン方式とし，ワンマンバス構造要件に準拠するものとする。

6　特許権等の使用

特許権その他第三者の権利の対象となっている製作方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負うこと。

7　検査

7－１中間検査

検査は，本仕様書及び製作図書類により発注者が行う。

検査は，中間検査願により，乗合自動車の製作工場において行うものとする。

7－２完成検査

検査は，本仕様書・製作図書類及び中間検査指摘事項により発注者が行う。

8　登録

8－1登録の代行

乗合自動車製作完了後，新規登録のための手続きを代行し，東北運輸局宮城陸運支局長の行う当該検査に合格させること。

登録番号については，希望番号とし発注者より受注者へ別途連絡を行うこと。

8－2登録の費用

（1）受注者は，自動車重量税及び自動車リサイクル料金の請求を登録予定日の２週間前までに，発注者の様式による請求書により行い，発注者は登録予定日前日までに支払うものとする。

（2）受注者は，自動車損害賠償責任保険の請求を登録予定日の２週間前までに車台番号を記載した書面で行い，発注者は登録予定日の前日までに証書を引き渡すものとする。

（3）自動車重量税・自動車リサイクル料金及び自動車損害賠償責任保険以外の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

9　提出書類

9－1提出書類

（1）以下に掲載する書類を提出すること。

（2）図面は，Ａ２判またはＡ３判とすること。

（3）提出書類はすべて日本語で表記すること。

（4）契約後，工程表を提出すること。

（5）書類提出後変更が生じた場合は，直ちに変更理由を示して再提出すること。

（6）製造請負契約締結後，車両価格（標準価格と特別仕様の価格）の内訳書を提出すること。
…………………………………………………………………………３部

9－2製作図書類…………………………………………………………………………………各４部

製作図書類は以下のとおりとし，１部を承諾の上返却するものとする。

（1）外装・内装デザイン図

（2）受注者の制作仕様書

（3）本仕様書で示した箇所

（4）その他，発注者が指示したもの

9－3完成図書

完成図書は次のとおりとし，乗合自動車納入時に提出すること。

（1）車体四面図及び軌跡図…………………………………………………………………３部

（2）重量分布計算書…………………………………………………………………………３部

（3）自動車検査証の写し……………………………………………………………………３部

（4）車台番号・車体番号及び機関番号表…………………………………………………３部

（5）乗合自動車を整備するために製造会社が発行しているすべての整備解説書……………３部

（6）部品カタログ（ボディー部品を含む）………………………………………………３部

（7）配線図（ボディー・シャシ・電装品及びワンマン機器等）…………………………３部

（8）取扱説明書………………………………………………………………………………３部

（9）写真………………………………………………………………………………………２部

カラー写真とし，①の内容で提出すること。（Ａ４ファイル、電子データ（媒体はＣＤまたはＤＶＤとする）でも提出すること）

①サービス版　車両外観（前面・後面・左右側面），室内（前部・後部），車内各部所

(10) その他，発注者が指示したもの

(11) 上記⑴車体四面図，⑺配線図については，電子データ（媒体はＣＤまたはＤＶＤとする）でも提出すること。

9－4報告書（各２部）

（1）社内中間検査報告書

受注者による，乗合自動車の製作工場においての検査結果。中間検査願とともに提出すること。

（2）中間検査作業報告書

中間検査時に発注者により指摘された事項の処理報告。車両登録前に提出すること。

９－５検査願

（１）中間検査願

受注者による，乗合自動車製作工場においての社内検査終了後に提出すること。

（２）完成検査願

車両登録後に提出すること。

（３）議事録（２部）

発注者の指示する会議及び打合せ等の後，速やかに議事録を作成し提出すること。

９－６その他

（１）車両引渡書（２部）

車両納車時に提出すること。

10　特殊工具

特殊工具は次のとおりとし，乗合自動車と共に納品すること。

（１）乗合自動車を整備するために製造会社が特に用意している工具……………………………１組

11　車両仕様

（１）各部の仕様については，「Ⅲ　細則」にて規定する。

（２）メーカー、型式の記載があるものについてはすべて当該製品または同等品以上のものとする。なお，同等品の使用については，入札説明書に従いあらかじめ書面による申し入れを行い承諾を得ること。

12　電気配線

装備品の電気配線については，別添「（各種）結線図」及び「Ｖ主要機器接続一覧」を参照すること。

13　技術指導

資料作成のうえ，技術指導を行うこと。

14　会議及び打ち合わせ

受注者は，発注者の指示する会議及び打合わせ等には必ず出席すること。

15　保証

（１）保証期間は，納車後１年とする。ただし，保証期間後であっても設計・工作及び材質の不良等により発生した問題については発注者と協議の上，保証の範囲を定める。

（２）発注者より依頼された回送・性能試験等において発生した事故及び故障については，受注者が無償で修復すること。

（３）納車後の５０００Ｋｍ走行時の点検整備は受注者が無償で行うこと。

（４）発注者より支給された装備品において，納車までに発生した事故及び故障については，受注者が無償で修復すること。

Ⅲ　細則

区　分	規格項目	規格内容
シャシ概要	全長	8,900㎜～9,350㎜
	全高	2,800㎜～3,300㎜
	全幅	2,290㎜～2,350㎜
	ホイールベース	4,250㎜～4,500㎜
	乗車定員	50名以上
	排出ガス規制	平成22年の排ガス規制に適合していること
車軸関係	タイヤ	245/70R19,5
	ステアリング	インテグラル式パワーステアリング
		チルト・テレスコ付ステアリング
	サスペンション	前後エア式サスペンション
	車高調整装置	付き。メーカー標準
		手動，扉連動切替スイッチ付。手動操作時に車速により車高
		が自動で復帰すること
動力伝達	ミッション	オートマチックトランスミッション（前進５段後退１段ロックアップクラッチ付）
ブレーキ	主	メーカー標準
	ライニング	ノンアスベストライニング使用
	排気ブレーキ	付き
	駐車ブレーキ	メーカー標準
電装品	オルタネータ	24V-150A以上
	バッテリー	メーン　210H52×2（真鍮製の蝶ターミナルナット・＋赤・－黒又は緑）
		サブ　　75D23R
	メーター	メーカー標準
	ホーン	メーカー標準
	アイドリングストップ	アイドリングストップシステム付き
		アイドリングストップスイッチはいすゞ製品または同等品のものを使用
その他	燃料タンク	120㍑以上（タンク蓋に鍵付）
	スペアタイヤ	なし

車両

区　分	規格項目	規格内容
構　造	展望台	車両後部を展望室とする
	出入口	出口は，フロントオーバーハング部に設けるものとし，入口はホイール
		ベース間に設ける，またそれぞれがワンマンバス構造に準拠するもの
		とする
	非常口	車両右後部に設けるものとする
外　装	外装	外装は，充分な耐久性を持つ鋼板を使用し，溶接，組み付け
		防錆などに充分留意の上，製作するものとする
		（一部FRP等の木目調の物を使用）（耐熱シート貼付）
内　装	部材	内板部の使用部材については，充分耐久性のある部材を使用
	天井内板	天井部の内板は，木製とし，塗装にて仕上げ
	窓柱かぶせ	窓柱かぶせについては，木目のシートを貼りつけ
	腰板	腰板については，木目のシートを必要に応じて貼りつけることとする
	窓下縁材	窓下には，縁材を取り付け
	はば木廻縁	各部位には，適宜，はば木，廻り縁，見切り材などを取り付け
	出入口扉内板	内板と揃えて製作するものとする
	非常口内板	内板と揃えて製作するものとする
	バルクヘッド	鋼板にて製作し塗装する（木目）
内　装（運転席）	腰板	内板と揃えて製作するものとする
	ダッシュ盤	ダッシュ盤（メーター部）は，メーカー標準のものを取りつけるものとし，
		周囲は，充分な化粧を施す
	ダッシュ盤下部	ダッシュ盤下部については，鉄板にて加工し塗装仕上げとする
ステップ（前）	段数	ワンステップとする
		乗降に支障無いよう，充分配慮の上，設計，製作するものとする
	ステップ踏板	アルミ製縞板を取り付けるものとする（3.5t）
	ステップ蹴込み板	ステンレス製蹴込み板をとりつけるものとする(1.5t）
ステップ（中）	段数	ワンステップとする
		乗降に支障無いよう，充分配慮の上，設計，製作するものとする
	ステップ踏板	アルミ製縞板を取り付けるものとする（3.5t）
	ステップ蹴込み板	ステンレス製蹴込み板をとりつけるものとする(1.5t）
	手動スロープ	中扉部床下に格納式スロープ板取り付け
		歩行面に有効な滑り止めを有し，スロープ板側面に赤色テープ貼り付け
		電動車椅子の重量に耐える構造であること
		格納庫付き
出入口扉	前，中扉，非常扉	前扉は2枚折り扉（ガラスは熱線入り），中扉は4枚折り扉を取り付け
		非常扉は，片開き式とする
		中扉は，スロープ板を引き出し中は閉まらない構造であること
扉自動開閉装置	戸閉機	前，中扉に戸閉機を取り付け
	扉操作スイッチ	運転席右スイッチボックス上面に前，中扉のスイッチを設ける
	戸先スイッチ	前扉：泰平製DFS-4A取り付け（ブザー及び反転装置付き）
		中扉：泰平製DFS-4A取り付け（反転装置付き）
	確認装置	乗客の確認装置を設けるものとし，中ステップ部はモニター式監視とする

区　分	規格項目	規格内容
扉自動開閉装置	光電管	前扉外部ステップ部：赤外線1光束式取り付け
		光電リレー作動中は，前扉は閉じないこと
		中扉部室内側：上部反射式を取り付け
		時限継電機は，CT-8Cとする
		光電管解除スイッチ付き（前・中単独スイッチ取付）
	予告ブザー	付きとする（中扉用）
	扉非常開放用コック	付きとする（銘板付き）
		前扉コックにて中扉も手動開閉とする
開扉発車防止装置	アクセルインターロック	前，中扉開時に作動し，扉部の車内外ステップに乗客がいる場合にも作動
		すること（インターロック解除スイッチを取り付け）
窓	前面	色付きとし，保安基準上問題の無い濃度のものを取り付け
	運転席右引き違い窓	色付きとし，保安基準上問題の無い濃度のものを取り付け
	側面（運転席左）	色付きとし，保安基準上問題の無い濃度のものを取り付け
	側面	引き違いガラスとする（上部を引き違いとする）
	側面・後面	レガート50（グリーン№2）とする
	前ドア・中ドア	色付きとし，保安基準上問題の無い濃度のものを取り付け
	窓枠	窓枠は，アルミに木目シールを貼り付け
床構造	室内床	室内床は，堅牢な構造とし，充分な耐久性を持つものとする
		座席下一部段上げ加工とする
	床材	各座席下部は木製とし，通路部はデザインフロアー
		（ノンスリップタイプ）を張り付け
床構造	展望室床材	デザインフロアー（ノンスリップタイプ）を張り付け
	運転席床材	ロンリューム（ノンスリップタイプ）を張り付け
	運転席トーボード	ステンレス板を使用すること
	運転席マット	運転席部には，脱着可能なビニールもしくは，ゴム製の上張りを取り付け
座　席	客席本体	前向き1人掛座席及び2人掛座席，後部5人掛座席，車椅子対応横向き
		座席（側壁に優先席表示）の組み合わせとする
		鉄製の骨組みに木製の枠を取り付けし，ニス等で仕上げたもの（天龍工
		業製）
		背握り付き，片握り付き
	客席上張り	座席の上張りは，モケットとし座面，背当部及び背面に取り付け
	運転席	運転席は，天龍工業製（D700-34）同等品以上で客席同色モケット仕上げ
		（幅，450㎜）
前・側面車外灯	前照灯	丸形2灯式，ポジションランプ付き
	霧灯	なし
	前面方向指示灯	方向指示灯を左右各1灯取り付け
	前側面方向指示灯	前側面方向指示灯を左右各1灯取り付け
	側面補助方向指示灯	車両左右側面に各1灯側面補助方向指示灯を取り付け
	コーナーリングランプ	付き
	車外照射灯	出入口部に車外照射灯を取り付け
		前扉（ステップ）の灯具は，ゴールドキングD74-1101B
	車外照射灯	中扉の灯具は，レシップST-A321A-LED(LED式)
	路肩灯	後輪前方左右外板に オージLL-11C1(LED式) 各1灯取り付け

区　分	規格項目	規格内容
後面車外灯	尾燈	丸形の尾燈を左右各1灯づつ取り付け
	制動灯	尾燈に組み込み式
	方向指示灯	丸形の方向指示灯を取り付け
	番号灯	ナンバープレートを照射するための番号灯左右各1個を取り付け
	後退灯	後退灯を左右各1灯，取り付け
	乗降中表示灯	後部窓左内側に取り付け（LED式横型）
		扉開に連動して「乗降中」が点灯
		スロープ板を引き出した時，表示すること
		アイドリングストップでエンジンが停止中も動作可能
		緊急連絡時は「SOS」を表示すること
	エンジンルーム灯	オイルレベルゲージが確認出来る位置に取り付け
室内灯	室内灯	室内灯は，蛍光灯式（SCW-E-4）とし２系統の配線を設け調光装置を取り
		付け（４灯取り付け）
		第1灯のみ調光装置付き
	ステップ照射灯	中扉内側天井部にレシップSY-STP24-LED(LED式)1灯を取り付け
	両替器，運転席照射灯	レシップSY-STP24-LED(LED式)を1灯取り付け（単独のスイッチと扉連動）
	急停車注意灯	なし
パイロットランプ	戸開知らせ灯	付き3W（銘板付き）
		前，中各扉開時に点灯するものを取り付け
	乗客知らせ灯	付き3W（銘板付き）
		乗客が，ステップにいる間，間接確認装置により点灯するものを取り付け
	停車パイロットランプ	運転席ダッシュ盤付近に各1個取り付け
		左側：車椅子用（青）　　右側：一般用（緑）
	スロープ板パイロット	スロープ板を引き出した時，点灯
	ランプ	
	ニーリングパイロット	車高を通常走行状態から変化させているとき点灯
	ランプ	
	ステップヒーターパイ	ステップヒーターを入れたとき点灯
	ロットランプ	
放送装置	ワンマン用放送装置	ワンマン用放送装置を運転席付近に取り付け
	車内放送用スピーカー	車内放送が車内のどこの位置でも十分に聞き取れる位置に取り付け
		（3個）
	車外スピーカー・マイク	中扉付近の外板部に各1個取り付け
	系統設定器	運転席前パネル左側に取り付け（支給品）
	無線LANアンテナユニット	運転席上部に取り付け（支給品）
	操作盤	運転席右スイッチボックス上面にスイッチを取り付け（支給品）
	マイクロフォン	付き
	マイクジャック	運転席：運転席付近に取り付け
		中扉　：中扉付近に取り付け
	バックアイテレビ	6インチ，バックアイモニターを運転席付近に取り付け
		カメラは，車体後部屋根中心位置と中扉部に取り付け
		（後部は，外部確認　　中扉部は，ステップ部確認）
	テレビモニター	OBCビジョン（支給品）を運転席後部Hポール後天井部に取り付け

区　分	規格項目	規格内容
バスロケーション システム関係装置	車載器本体	運転席付近に取り付け（支給品） 別添「バスロケーションシステム結線図」参照
	無線機	運転席付近に取り付け（支給品）
	音声信号分配器	運転席付近に取り付け（支給品）
	パケット通信機	運転席付近に取り付け，試験費含む（支給品）
	車両工事費	メインハーネス・GPSアンテナ，ケーブル・
		配線保護カバー取り付け（支給品），車載器設定，車載器・無線機取付，
		車両工事，無線機個別番号申請，音声通話試験関係費用
ドライブレコーダー 関係装置	制御器	運転席上部に取り付け準備
	カメラ	ダッシュ盤1，前ステップ1，中ステップ1，左ミラーステー1，運転席ガラス上
		右ボディ1　計5個取り付け準備
	GPSアンテナ	屋根右前方に取り付け（支給品，ケーブル含む）
	ケーブル	電源配線，信号配線，カメラ用配線を取り付け（支給品） （別添「ドライブレコーダー結線図」参照）
連絡及び警報装置	インターホーン	インターホーン用マイクは，入口右側に取り付け
		（銘柄形式　クラリオン製DMA-109-100）
		インターホーンは，運転席右付近に取り付け
		（銘柄形式　クラリオン製CI-1000A改ラジオ付き）
		ラジオ用車外アンテナを前方天井右寄りに取り付け
	乗客降車合図装置	制御装置（ゴールドキングDFPH-WSCT2）を運転席付近に1個取り付け
		（一般・車椅子併用）
		押し釦はオージWS-260S，優先席座裏はオージWS-261Sを取り付け
		銘板に日本語・英語表示
		室内の必要な部位に取り付け（車椅子用含む）
		リセットスイッチ及び点検スイッチ付き
	後退ブザー	車両後退時に吹鳴する後退ブザーを取り付け
	非常扉警報ブザー	非常扉の開に伴い，警報ベルが鳴るような構造
	緊急連絡装置	非常用スイッチ（支給品）を両替機に取り付け
		乗降中表示灯，バスロケ用の配線施工
窓用機器	フロントワイパー	間欠機能を持つものを取り付け
	ウインドウォッシャー	ワイパー部に電動式のものを取り付け
ヒューズ及びフラッシャ ユニット	ヒューズボックス	ヒューズボックスには，各々銘板を取り付け
	フラッシャユニット	方向指示灯用フラッシャユニットを取り付け
		非常点滅灯はバッテリースイッチオフ時においても作動する構造
仕　切	運転席仕切	室内のデザインに合致したもの
		（Hポールには，ポリカーボネート板（透明）を窓側まで取り付け）
	出入口仕切	室内のデザインに合致したもの
握り棒	天井握り棒	車両室内天井部には，塗装仕上げの握り棒を取り付け（金色）
		また，甲が指示する箇所に取り付け（金色）
	折り扉握り棒	前・中扉部には，乗客の乗降を助けるために塗装仕上げの握り棒を取り
		付け（金色）
	室内握り棒	車両室内には，適宜塗装仕上げの握り棒を取り付け（金色）
	吊革・吊輪	取り付け（室内色同色）

区　分	規格項目	規格内容
強制通風装置	天井換気扇	天井換気扇（吸排装置付き）を車内前後各１個付き
		（ゴールドキング VFM-234C）
		スイッチは，運転席付近に取り付け
デフロスタ	温水式	三国製RD6AN-3取り付け
		吹き出し口は，前面窓・左側窓・運転席右窓及び運転席足元用に取り付け
		スイッチは，運転席右ボックスに取り付け
		配管は，車内温水ヒーターと同系統
暖房装置	予熱式	暖房装置は，予熱式を取り付け
		三国製RH4AR-22を３個取り付け
		エンジン系統と独立した暖房系統を構成しバイパスシステムを有すること
		ウオーターポンプは，三国製CP41A-24　2個取り付け
		バイパスシステム用温水バルブは，三国製MTV25A-2
		配管の各底部には，ドレーンコックを設置
	ステップヒーター	前及び中ステップに電気式を取り付け
冷房装置	直結式	冷房装置は，直結式（集中型）とし，シャッター付き吹き出し口を取り付け
		冷房能力13,500Kcal以上で2コンプレッサーの２系統，または冷房能力
		13,500Kcal以上の２系統
バンパー	フロント	電車風のものを取り付け
	リヤ	取り付け
車外ミラー	バックミラー	熱線入り小判型取り付け（BJ003）背面色黒
	アンダーミラー	左アンダーを取り付け（大東製DA-147　210Φ　220R）
	サイドアンダーミラー	左サイドミラー取り付け（大東製DA200）
	その他	取り付け位置について，運転席からの視界を十分に配慮すること
車外表示	事業者名称	車体左右後部に表示「仙台市交通局」左読み（金色）
	ワンマン関係表示	前扉部に出口を表示をし，中扉部に入口を表示。日本語・英語表記。
	その他	インターホーン銘板を取り付け（アクリル板ステンレスビス止め）
		車椅子表示有り
		前面・左側面・後面に「仙台市内観光循環」を表示
安全装置	後輪巻込防止装置	左側後輪直前に地上高250㎜以下で取り付け
前後面取付品	牽引用フック	車両前後に各１個牽引フック取り付け（前後銘板付き）
	ナンバープレートステー	車体前後面にナンバープレート取り付け用ステー取り付け
	後部反射器	車体後部に，後部反射器を左右各１個取り付け
		（尾灯内埋め込み式）
床下艤装品	バッテリー格納庫	上蓋式で，直角引き出し方式で，ラバーヒンジ，フック共取り付け
		ローラーは出来るだけ大きくし，内部は耐酸処理を行うこと
		水抜き穴30Φ２個取り付け（ビニールパイプ付）
	エンジンルーム取付品	120㎜角長さ900㎜の枕木２本を固定するブラケット及びバンド付
両替器	両替器（IC･PCシステム付）	取り付け（支給品）　ICシステム乗車側アンテナは中扉後に取り付け
		取付台にステンレス製タイヤチェーン格納庫付。水抜き付。
乗客調査用センサー		前扉付近にオムロン製（ E3S-CD62）２個取付け
車内銘板	銘板	バス車体規格準拠品取り付け
		出口(BK117-B)，入口(BK116-B)車内表示銘板
		ステップ乗客注意銘板(前BK118-A，中BK118-B)
		自動扉注意銘板(BK114)
		扉非常開閉表示銘板(BK112-A)2箇所
		非常扉用表示銘板（BK024-Aまたは，BK024-C）

区　分	規格項目	規格内容
車内銘板	銘板	「非常口」銘板(BB058)
		危険物持込禁止銘板(BK021)
		禁止行為銘板(BK022)
		禁煙銘板(BK023-B)
	その他	車両番号札取り付け（名札差し一体型）
		事業者名札取り付け
		名札差し取り付け
		優先席表示取り付け
		路線系統なし
	銘板	段差注意銘板取り付け
		車椅子固定表示取り付け（マーク共）
	その他の用具	検査表入れ搭載
遮光装置	サンバイザ	吊り下げ式とし，ブラウンスモーク色のものを取り付け（回転式）
室内ミラー	室内ミラー	BK101-Bを前面窓上部中央に取り付け
荷物棚	運転席荷物棚	運転席部付近に荷物棚を取り付け（天井部にはなし）
保安用具	消火器	運転席付近に取り付け（初田式ABC粉末タイプ）
		床より20㎜上げて取り付け
	信号炎筒	JISD5711ハイフレアー5を運転席付近に取り付け
	赤旗	BK013を運転席付近に取り付け
	車輪止め	BK005を２個搭載し，収納装備を取り付け
乗客サービス	寒暖計	取り付け（右第2柱）
	車椅子固定用具	１脚分搭載（車椅子固定・横転防止用ベルト）
	ベルト入れ	取り付け
	パンフレット入れ	車内2ヶ所取り付け 「ご自由にお取り下さい」銘板（日本語・英語）付き
		2個　サイズ　A4サイズパンフレットが入ること
塗　装	外板塗装	外板塗装は，入念な下地作業を実施した上でデザインを損なわないよう
		注意の上，実施する
	内板塗装	内板塗装は，デザイン図に合わせ，入念な下地作業と共に実施する
	防錆塗装	防錆塗装は，塩害その他より車両を十分に守る事が出来る材料を使用し，
		施工する（下回り，各フェンダー，リット類）
		フェンダ内部，ステップ裏面，アンダーカバー部にアンダーコート（東京化学
		塗料製SBコート同等品以上）を塗布
		シャシフレーム下横面，スカート外板裏面，燃料タンク下部に防錆ワックス
		（パーカー興産製ノックスラストHBY同等品以上）を塗布
		各部材内側に防錆ワックス（パーカー興産製ホットワックス同等品以上）を
		塗布
	ホイール塗装	デザイン図に合わせて塗装（両面塗装）
その他	装備	外板部モールは，FRP及び樹脂等のものを取り付け
	積み込み品	ドレーンコック表示は，積み込み
		点検ハンマー
		各種取り扱い説明書
		配線図
		付属工具（メーカー標準品）

製作仕様機器明細

区　分	規格項目	規格内容		
扉関係	戸閉機	泰平電気	TR-10D1RW5（電磁弁付き）	2個
			TR-10D1LW5（電磁弁付き）	1個
	操作スッチ	泰平電気	C-81（前扉，中扉）	各2個
	非常コック	泰平電気	T-5F1	2個
	時限リレー	泰平電気	CT-8C	1個
	光電リレー	泰平電気	DPX-81-1(前ステップ）	1式
	（反射式光電スイッチ）	泰平電気	TDS-200A（中ステップ）	1式
	アクセルインターロック	泰平電気	S3-B3P（シリンダ）	1個
	〃　電磁弁	泰平電気	TM-3E13	1個
	戸先スイッチ	泰平電気	DFS-4A（前，中扉用）	3個
	予告ブザー	日工電気	H-78	1個
放送装置	操作盤	レシップ	DFLR-06-01（支給品）	1個
	系統設定器	レシップ	DFLP-03-07（支給品）	1個
	系統設定器取付け金具	レシップ	G-60936，G-62004（支給品）	各1個
	配線キット	レシップ	G-47238-B，G-46101-A，G-46565-B，G-46750-B	
			G-46750-B，G-46984-D No.0，G-60841-A	
			HSW-27L0.2，HSW-25L0.2（以上，支給品）	各1個
	無線LANアンテナユニット	レシップ	MP7014	1個
	マイクジャック	クラリオン	PMA-016	2個
	ワンマン用マイク	クラリオン	EMA-026　（支給品）	1個
	ガイド用マイク	クラリオン	DMA-170	1個
	マイクコード	クラリオン	MCA-024	1個
	マイク掛け	クラリオン	MHA-018	1個
	室内スピーカー	クラリオン	SPA-919-100	3個
	車外スピーカー	クラリオン	SPA-806-101	1個
	パルス変換器	クラリオン	CAA-190-100	1個
	インターホーンアンプ	クラリオン	CI-1000A改（ラジオ付き）	1個
	ラジオ用車外アンテナ	クラリオン	PAS-214-100	1個
	アンテナコード	クラリオン	HBJ-006-100（5m）	1個
	インターホーンマイク	クラリオン	DMA-109-100	1個
	テレビモニター	レシップ	OBCビジョン（支給品）（別添「OBC結線図」参照）	1個
	ガイド用拡声器電源スイッチ	中扉部案内放送用	場所：運転席部	1個
	スピーカーマッチングボックス	クラリオン	BBA-003-101	1式
	スピーカー切り替えリレーボックス	クラリオン	RCA-121-100	1個
	10W拡声器	クラリオン	AA117B	1式
バスロケーションシステム関係装置	車載器本体	富士通（支給品）		1個
	無線機	デジタルMCA無線機（FE-6190）ハンドマイク，アンテナ含む（支給品）		1式
	音声信号分配器	クラリオン（支給品）		1個
	パケット通信機	AUパケット通信サービス用パケット専横通信無線機，試験費含む（支給品）		1式
	車両工事	メインハーネス		1本
		GPSアンテナ・ケーブル		1本
		配線保護カバー		1個

区　分	規格項目	規格内容		
ドライブレコーダー関係装置	制御器	支給品	㈱レゾナントシステムズ製（別添「ドライブレコーダー結線図」参照）	1個
	カメラ	（前方1，室内2，車外2（支給品）		計5個
	GPSアンテナ	支給品，ケーブル含む		1個
	ケーブル	電源配線1，信号配線1，カメラ用配線5（支給品）		計7個
降車合図装置	制御器	ゴールドキング　DFPH-WSCT2(チャイム一体型）		1個
	解除スイッチ	ゴールドキング　DFPH-RSWA　（一般用・車椅子用）		1個
	停車表示灯	ゴールドキング　PL-4CB （一般用・車椅子用）		2個
	押ボタンスイッチ	オージ　WS-260S，WS-261S（優先席座裏）		個
緊急連絡装置	非常用スイッチ	オムロン　A3CJ-7021組立品（支給品）		1個
乗客調査センサー	乗降センサー	オムロン　E3S-CD62		2個
両替器	両替器（IC・PCシステム付）	レシップ製LF-C-EC0060（支給品）		1個
		レシップ製K-92487-C No.1取付材（支給品）		1個
		レシップ製SUA-10（支給品：アンテナ部）		1個
		レシップ製SCU-10（支給品：集中制御部）		1個
		レシップ製MP-7014（支給品：無線アクセスポイント）		1個
灯　具	乗降中表示灯	レゾナント製PL-810（横型）同等品（非常用スイッチのみ支給）		1個
	室内灯	レシップ製（丸型）　SCCW-E-4 (30W)		4個
	車外照射灯（前）	ゴールドキング　D74-1101B		1個
	車外照射灯（後）	レシップ　ST-A321A-LED(LED式)		1個
	ステップ照射灯	レシップ　SY-STP24-LED(LED式)		2個
空調機器	換気扇	ゴールドキング　VFM-234C		2個
その他	バックアイテレビカメラ	クラリオン　CC861A(後方）		1個
		クラリオン　CC860A(中扉）		1個
	中扉用ケーブル（15メートル）	クラリオン　CCA-394-100		1式
	後用ケーブル（18メートル）	クラリオン　CCA-436-100		1式
	バックアイモニター	クラリオン　CJ-900A(カラー）		1個
	新車用ケーブル	クラリオン　CCA-370-200		1式
	配線キット	クラリオン　GAX-008-100		1式

※環境仕様について

平成22年基準排出ガス適合車とする（アイドリング・ストップ＆スタートシステム付）。

※表中、メーカー名・型式の記載のあるものについては、当該メーカーまたは同等以上の性能のものであること。

Ⅵ　アイドリングストップ仕様

１　概要

アイドリング・ストップ・システム（以下、ＩＳＳという。）は、運行中の車両が渋滞・信号待ち及び乗客の乗降などによる車両の停止・発進にあわせ、エンジンの停止・再スタートを行うシステムである。

２　動作条件

ＩＳＳメインスイッチ「ＯＮ」、エンジン扉「閉」のとき、エア圧力、エンジン冷却水温、バッテリ容量が規定値範囲内であること。また、一度10Km／ｈ以上で走行していること。

（１）　マニュアルトランスミッション

① エンジン自動停止

車速が０Km／ｈ
エンジンがアイドリング回転
チェンジレバーがニュートラル
クラッチペダルが開放
以上が成立したとき。

② エンジン自動始動

エンジンが自動停止中
チェンジレバーがニュートラル
クラッチペダルが踏み込まれている
以上が成立したとき。

③ エンジンの自動始動に失敗した場合

リトライすること。

（２）　オートマチックトランスミッション

① エンジン自動停止

車速が０Km／ｈ
エンジンがアイドリング回転
以上が成立したとき、以下のいずれかの状態であること。
無条件でエンジン停止。（エンジンを停止させたくない場合は、スイッチ操作を行う。）
スイッチ操作によるエンジン停止。（エンジンを停止させたくない場合は、スイッチ操作を行わない。）

② エンジン自動始動

ＩＳＳによりエンジンが停止中
スイッチ操作
以上が成立したとき。

③ エンジンの自動始動に失敗した場合

リトライすること。

３　アイドリングストップに連動する機器

（１）　ヘッドランプ№２の自動消灯
（２）　クーラーエバポレーターファン１分間運転

４　その他の機能

（１）　エンジン自動停止中は，警報ブザーが鳴らないこと。
（２）　スタータースイッチによるエンジンの始動は常時可能であること。
（３）　サブバッテリーは，エンジンのクランキングで発生するメインバッテリー電圧の変動による影響を受けない構造であること。
（４）　ＩＳＳメインスイッチＯＦＦで通常の車両と同様となること。
（５）　ＩＳＳメインスイッチに連動するパイロットランプを有すること。
（６）　ＩＳＳ自己診断機能を有すること。
（７）　スターターモーターは，使用回数の増加に耐える構造を持つこと。
（８）　エンジン自動停止時にエンジンの振動を抑制する機能を設けること。

Ⅴ　主要機器接続一覧

メーカー	品名	メイン電源	バックアップ電源	ドア連動
レシップ（株）	運賃箱（LF-C-EC0060）	サブバッテリー	メインバッテリー	運転席スイッチ
	OBCビジョン(DFL-1522-0223-J)	サブバッテリー	メインバッテリー	運転席スイッチorドアマイクロ
	名札灯	メインバッテリー		
	無線LANユニット	サブバッテリー	メインバッテリー	
クラリオン(株)	マイクジャック(PMA-016)	メインバッテリー		
	インターホーン(CI-403A)	メインバッテリー		ドアマイクロスイッチ
その他	デジタルＭＣＡ無線装置	メインバッテリー		
	インターロック			ドアマイクロスイッチ
	光電リレー			ドアマイクロスイッチ
	バスロケーションシステム	サブバッテリー	メインバッテリー	

※表中、メーカー名・型式の記載のあるものについては、当該メーカーまたは同等以上の性能のものであること。

車両四面図

参考デザイン図

るーぷる仙台
SENDAI CITY LOOP BUS
LOOPLE SENDAI
仙台市交通局

るーぷる仙台

るーぷる仙台
出口
LOOPLE SENDAI
入口
仙台市交通局

乗降中

参考室内図

ＯＢＣ結線図

※既存配線使用
事務室ホスピーカー（4Ω以上）
車内スピーカー（4Ω以上）
マイクロホンケーブル（0.5SQ 1C）
0.75-5C
HSW-27L0.2（別手配）
DFLR-06-01
既存
メインスイッチ（DC26V）
マイク
マイク受口
マイクロホンケーブル（0.5SQ 1C）
HSW-25L0.2（別手配）
マイク:EMA-048-200
マイク受口:PMA-016-100
（クラリオン製）
G-47619-*（別手配）
G-46750-*（別手配）
G-46565-*（別手配）
右ウインカー(DC26V)
左ウインカー(DC26V)
前扉信号(開時 DC26V)
夜間信号(DC26V)
後扉信号(開時 DC26V)
降車信号(DC26V)
LEDエンジンON(DC26V)
ステップ光電管(DC26V)
入力予備(DC26V)
車速パルス変換アダプタ(DC26V)
OBC-VISION
DFL-1522-223J
電源スイッチ（OBC用）KDL-100
メインスイッチ（DC26V）
G-46984-* No.0（別手配）
G-46101-*（別手配）
1.25SQ-5C
DFLP-03-07
GPSアンテナケーブル（5m）は延長できません
GPSアンテナ
基板Ass'y GPSユニット
4芯シールド付ツイストケーブル（0.5SQ 2P）
G-47238-*（別手配）
G-60841-*（別手配）
IC接続部（K-11684-*）参照のこと
LF運賃箱
LF-C-EC0060
磁気障害
HuB
乗継券IF
G-46298-*（別手配）
パスロケ
ストレート LANケーブル（カテゴリ5e）
K-99514-* No.2（付属品）
メインスイッチ（DC26V）
バッテリ直(DC26V)
GND
前扉信号(開時 DC26V)
後扉信号(開時 DC26V)
降車光電管1(GND入力)
降車光電管2(GND入力)
1.25SQ-7C

バスロケーションシステム
結線図２
車両屋外屋根部
SUS BOX
タッピングビスにて固定後
コーキング材を内部に充填後
外部もコーキングすること。
GPSアンテナとDMCA無線機は
離隔を1m以上とる事。
DMCAアンテナ
GPSアンテナ
同軸ケーブル
5D-2V
H.FL-R-SMTコネクタ
AVSS0.85 3C
4000mm
(ビニールチューブ)
GND クロ
+B キ
V_IN アカ
FFTU 3A
FFTU 3A
FFTU 0.5A
音声合成装置入力電源部
より分岐接続
車載機
ハイブリットコネクタ
AVSS0.5 アオ
10000mm
幕操作器ウラで
緊急SWへの線に
分岐接続(6番ピン)
FFTU 3A
FFTU 0.5A
音声合成装置へ
NICHIGO
NFKVV-SB 2P
4500mm
NICHIGO
NFKVV-SB 2P
4500mm
未使用 絶縁処理
GND クロ
TX− シロ(アオと対)
RX− ミドリ
TX+ アオ
RX+ アカ
RX− シロ(キと対)
TX− シロ
RX+ キ
TX+ キ
FFTU 0.2A
IN
OUT
OUT
IF-BOXへ
屋内アンテナ
パケット通信カード
機器添付ケーブル
500mm
2:RD/アオ(21)
3:TD/キ(20)
5:GND/アオシロ(07)
D-Sub9pin
メスコネクタ
5C出力コネクタ
分配器
AVSS 0.5 5c
200mm
圧着端子で接続
(事前に処理)
専用ケーブル
機器添付
DMCA無線機
同軸P型コネクタ
車両から既設無線機への
電源ケーブル

ドライブレコーダー結線図

※屋根上に取付
GPSアンテナ
DRA-01-5.0
同軸ケーブル

GPSアンテナ
4P
RX+ RX- TX+ TX-
COMMU

16P
汎用入力(IN1)
汎用入力(IN2)
汎用入力(IN3)
汎用入力(IN4)
警報出力(OUT1)
警報出力(OUT2)
警報出力(OUT3)
警報出力(OUT4)
GND
I/O
GND

DRW-01C-3.5
4P
F・H
3A
バッテリー直結+24V<入力> — 赤 — ① バッテリー
黒 — ② GND
メインスイッチON時+24V<入力> — 青 — ③ +24V
黄 — ④ +24V
POWER

ドライブレコーダー
DRV-3100ECO

SSDユニット:DRSS-128-01GB
SDカード:DSD-2G2
ロックキー:DRKY-001

DRW-40C-4.0
4P
エンジン回転パルス<入力> — 黄 — ① エンジン回転
車速パルス<入力> — 白 — ② 車速
絶縁処理X — 青 — ③
黒 — ④ GND
PULSE

8P
CONT

マイク
DRMC-002
マイク
LAN

※カメラ:CH6~CH8は未使用

本体取付金具:TS-135-32B
(据置型)

CH1
ミニDIN(オス) DRW-07C-5.0 ミニDIN(メス)(オス)
①②③④ 白 赤
前方カメラ
DRC-100B-WD

CH2
ミニDIN(オス) DRW-07C-5.0 ミニDIN(メス)(オス)
①②③④ 白 赤
取付金具:TS-145-19
サイドカメラ(L)
(運転席側)
DPX-91E

CH3
ミニDIN(オス) DRW-07C-5.0 ミニDIN(メス)(オス)
①②③④ 白 赤
車内カメラ
(ドーム式)
DRC-100-GL

CH4
ミニDIN(オス) DRW-07C-5.0 ミニDIN(メス)(オス)
①②③④ 白 赤
車内カメラ
(ドーム式)
DRC-100-GL

CH5
ミニDIN(オス) DRW-07C-5.0 ミニDIN(メス)(オス)
①②③④ 白 赤
取付金具:TS-145-19
サイドカメラ(R)
(運転席側)
DPX-91E

本体背面コネクター配置図

本体前面